

救急科実習生受入要項

当院における救急科実習は、『高知大学医学部附属病院受託実習生規定』に基づき、下記の要項にて実習の受入れを行う。

1、実習の目的

養成課程中の病院実習の目的は、目指している救急救命士の医療人としての自覚と、習得した知識を実際の医療の場で理解する一方、特定行為に関連する手技の習得である。また、医療の現場を正しく認識するとともに、救急医療におけるプレホスピタルケアの位置付け、心肺蘇生における特定行為の位置付け、消防機関と医療機関との関係など、救急救命士として業を行うときに必要な基本的考え方を習得することである。

2、実習生の資格

救急救命士学科の養成機関に在学し、救急救命士として必要な知識及び技術の習得を目的とする学生を対象とする。

3、実習の期間

病院実習の期間は、全体の教育カリキュラムのなかで設定した教育目標を達成できることが条件となるため、実技習得のための実習については就業前実習に重点を置き、十分な実習期間を設けることとする。生涯教育のための病院実習では、就業している期間中は継続して定期的に行われる必要がある。そのためには、養成課程中の病院実習は、消防職員に対する養成所にあつては80時間（例えば、16時間×5日又は8時間×10日）以上が妥当と思われる。資格取得後就業前の病院実習は、実習時間としては160時間（例えば、16時間×10日又は8時間×20日）以上が望ましいと思われる。生涯教育のための病院実習は、生涯教育全体のなかで検討されなければならないが、1年に3日程度行われるのが望ましい。

4、実習の内容

救急救命士病院実習ガイドラインに沿って行うこととする。

※別添1 救急救命士病院実習ガイドライン 参照

5、実習生の受入人数

若干名

6、評価の方法

病院実習の評価は本ガイドラインに沿って作成された評価によって行う。

※別添1

救急救命士病院実習ガイドライン（原文）

1. 実習の基本的目標

(1) 養成課程中の病院実習

関連知識の応用と、特定行為に係わる技術の習得を主体とする。さらに、医療現場の見学と医療行為の介助を通じて、診療補助に対する理解を深める。

- a. 病院の各部門を見学し、病院の機能について認識を深める。
- b. 医師、看護師など医療スタッフの仕事を理解し、その連携を知る。
- c. 病院における救急患者への対応の仕組みを知る。
- d. 救急室に搬入された救急患者への処置、診断の全体像を理解する。
- e. ICUにおける患者管理を理解する。
- f. 救急患者、家族に対するいたわりの心を持つ。
- g. インフォームドコンセントの重要性を理解する。

(2) 資格取得後就業前の病院実習

特定行為を含む救急救命処置およびその他の処置の習熟を主体とする。

- a. 指導医の指導下に処置、介助などを行う。
- b. 救急室での処置に参加する。
- c. 救急救命処置、とくに特定行為に習熟する。
- d. ICUでの処置に参加する。
- e. 看護師の指導下に看護およびケアを行う。

(3) 生涯教育のための病院実習

習得した技術の検証と向上、さらに医療機関との連携を図り、一定期間毎に実施する。

- a. 救急室、ICU、病室での実習を行う。
- b. 救急患者の病態の理解を深める。
- c. 救急活動のなかで生じた個々の実習者の疑問を解決する。
- d. 病院実習を通じて自己学習の大切さを理解する。

このページの上へ

2. 実習の項目

(1) 養成課程中の病院実習

実習の基本的目標を達成するために、病院実習で行うことが望ましい項目を以下に示す。

- 1) 病院の機能と各種医療職の業務内容を理解するための見学

- 1.救急診療
2. I C U管理
- 3.各種検査（画像検査、検体検査、生理検査など。）
- 4.手術・麻酔
- 5.分娩
- 6.新生児・未熟児診療
- 7.精神科診療 など。

2) 実習行為

実習として望ましい具体的行為を、

- A：指導者の指導・監視のもとに実施が許容されるもの
 - B：指導者が介助する場合、実施が許容されるもの
 - C：指導者の指導・監督のもとに、医行為を行う者を介助するもの
 - D：見学にとどめるもの
- として別表1に示す。

実習項目の区分については、救急救命士が行うことが認められる行為については、就業前はA、養成課程中はBとした。また、侵襲性が低く医学生又は看護学生が臨床実習で許容されている行為についてはA、侵襲性が高い医行為についてはDとし、特定行為に関連する行為をCとした。

(2) 資格取得後就業前の病院実習

実習として望ましい具体的行為を、

- A：指導者の指導・監視のもとに実施が許容されるもの
 - B：指導者が介助する場合、実施が許容されるもの
 - C：指導者の指導・監督のもとに、医行為を行う者を介助するもの
 - D：見学にとどめるもの
- として別表1に示す。

実習項目の区分については、救急救命士が行うことが認められる行為については、就業前はA、養成課程中はBとした。また、侵襲性が低く医学生又は看護学生が臨床実習で許容されている行為についてはA、侵襲性が高い医行為についてはDとし、特定行為に関連する行為をCとした。

なお、両実習を通じて必要と思われる実技を伴う実習項目の経験目標数を別表2に示す。

(3) 生涯教育のための病院実習

実習の基本的目標を達成するために、就業前実習の実習項目を基本とし、個々の実習者の課題に応じた病院実習を行う。症例検討会、研究発表会などにも参加する。

3. 実習の評価

病院実習に当たっては、本ガイドラインに従って作成した各病院のマニュアルに照らして評価表を作ることが望ましい。

別表3、別表4に養成課程中と就業前病院実習の評価表の例を示す。

生涯教育における病院実習の評価は、生涯教育の全体教育のなかにおいて、消防職救急救命士については消防本部ごとに病院実習の記録を保存するのが望ましい。(別表3、4は略)

別表1 実習項目

A：指導者の指導・監視のもとに実施が許容されるもの

B：指導者が介助する場合、実施が許容されるもの

C：指導者の指導・監督のもとに、医行為を行う者を介助するもの

D：見学にとどめるもの

	実習項目	養成課程中	就業前
1.	バイタルサインの観察(血圧、脈拍、呼吸数など)	A	A
2.	身体所見の観察(視診、触診、聴診など)	A	A
3.	モニターの装着(心電図、パルスオキシメーターなど)	A	A
4.	酸素投与	A	A
5.	バッグマスク法	A	A
6.	気管内挿管	C	C
7.	食道閉鎖式エアウェイ、ラリngeアルマスク	B	A
8.	気道内吸引	B	A
9.	喉頭鏡の使用	A	A
10.	人工呼吸器の使用	D	D
11.	胸骨圧迫心マッサージ	A	A
12.	開胸心マッサージ	D	D
13.	末梢静脈路確保	B	A
14.	点滴ラインの準備	A	A
15.	中心静脈確保	D	D
16.	輸液	C	C
17.	輸血	C	C
18.	除細動	B	A
19.	緊急薬剤の使用	D	C
20.	循環補助(ペースメーカー、IABP)	D	D

21.	創傷の処置	C	C
22.	骨折の処置	C	C
23.	胃チューブ挿入	C	C
24.	胸腔ドレナージ	D	D
25.	ナーシングケア(清拭、体位変換など)	A	A
26.	精神科領域の処置(厚生省通知参照)	A	A
27.	小児科領域の処置(厚生省通知参照)	A	A
28.	産婦人科領域の処置(厚生省通知参照)	B	A

別表2 実習項目の経験目標数(養成課程中ならびに就業前実習を通して)

項目	細目	目標数(回)
実施 (一部介助も含む)	バイタルサインの観察(血圧、脈拍、呼吸数など)	15
	身体所見の観察(視診、触診、聴診など)	15
	モニターの装着(心電図、パルスオキシメーターなど)	15
	酸素投与	10
	バッグマスク法	3
	食道閉鎖式エアウェイ、ラリングアルマスク	3
	気道内吸引	10
	喉頭鏡の使用	3
	胸骨圧迫心マッサージ	3
	末梢静脈路確保	3
	点滴ラインの準備	10
	除細動	3
	ナーシングケア(清拭、体位変換など)	10

	精神科領域の処置(厚生省通知参照)	3
	小児科領域の処置(厚生省通知参照)	3
	産婦人科領域の処置(厚生省通知参照)	3
介助 (一部介助も含む)	気管内挿管	3
	輸液	10
	輸血	3
	緊急薬剤の使用	3
	創傷の処置	3
	骨折の処置	3
	胃チューブ挿入	3

別表3 評価表(養成課程中の実習)

- A: 指導者の指導・監視のもとに実施が許容されるもの
 B: 指導者が介助する場合、実施が許容されるもの
 C: 指導者の指導・監督のもとに、医行為を行う者を介助するもの
 D: 見学にとどめるもの

項目	細目	実施数	自己評価	指導医評価
A	バイタルサインの観察(血圧、脈拍、呼吸数など)			
	身体所見の観察(視診、触診、聴診など)			
	モニターの装着(心電図、パルスオキシメーターなど)			
	酸素投与			
	バッグマスク法			
	喉頭鏡の使用			
	胸骨圧迫心マッサージ			

	点滴ラインの準備			
	ナーシングケア(清拭、体位変換など)			
	精神科領域の処置(厚生省通知参照)			
	小児科領域の処置(厚生省通知参照)			
B	食道閉鎖式エアウェイ、ラリngeアルマスク			
	気道内吸引			
	末梢静脈路確保			
	除細動			
	産婦人科領域の処置(厚生省通知参照)			
C	気管内挿管			
	輸液			
	輸血			
	創傷の処置			
	骨折の処置			
	胃チューブ挿入			
D	人工呼吸器の使用			
	開胸心マッサージ			
	中心静脈確保			
	緊急薬剤の使用			
	循環補助(ペースメーカー、IABP)			
	胸腔ドレナージ			

平成 年 月 日

実習管理責任者

(印)

自己評価、指導医評価は次の3段階により評価する。

3点—自分でできる(理解している)

2点—援助があればできる

1点—できない（理解していない）

別表4 評価表（就業前実習）

A：指導者の指導・監視のもとに実施が許容されるもの

B：指導者が介助する場合、実施が許容されるもの

C：指導者の指導・監督のもとに、医行為を行う者を介助するもの

D：見学にとどめるもの

項目	細目	実施数	自己評価	指導医評価
A	バイタルサインの観察(血圧、脈拍、呼吸数など)			
	身体所見の観察(視診、触診、聴診など)			
	モニターの装着(心電図、パルスオキシメーターなど)			
	酸素投与			
	バッグマスク法			
	食道閉鎖式エアウェイ、ラリngeアルマスク			
	気道内吸引			
	喉頭鏡の使用			
	胸骨圧迫心マッサージ			
	末梢静脈路確保			
	点滴ラインの準備			
	除細動			
	ナーシングケア(清拭、体位変換など)			
	精神科領域の処置(厚生省通知参照)			
	小児科領域の処置(厚生省通知参照)			
産婦人科領域の処置(厚生省通知参照)				
C	気管内挿管			

	輸液			
	輸血			
	緊急薬剤の使用			
	創傷の処置			
	骨折の処置			
	胃チューブ挿入			
D	人工呼吸器の使用			
	開胸心マッサージ			
	中心静脈確保			
	循環補助(ペースメーカー、IABP)			
	胸腔ドレナージ			

平成 年 月 日

実習管理責任者

(印)

自己評価、指導医評価は次の3段階により評価する。

3点—自分でできる(理解している)

2点—援助があればできる

1点—できない(理解していない)